

証券コード：6570
2021年6月7日

株 主 各 位

長野県長野市若里三丁目10番28号
株式会社 共和コーポレーション
代表取締役社長 宮 本 和 彦

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 長野県長野市鶴賀高畑752-8

ホテルメルパルク長野 3階「白鳳」

3. 目的事項 報告事項

第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

〈株主様へのお願い〉

- ・ご高齢の方や基礎疾患をお持ちの方、及び妊娠されている方におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。
- ・会場の座席の間隔を確保するため、例年に比べ座席数が少なくなっております。
- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用、非接触式体温計による検温、アルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。なお、登壇者及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会当日までに新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始事項が変更になる場合がございます。その場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>)

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

〔自 2020年4月1日〕
〔至 2021年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社が属するアミューズメント業界におきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束を見せず、個人消費が依然として減少傾向にある中で、極めて不透明な状況が続いております。2020年4月に発生しました政府の緊急事態宣言による店舗の臨時休業及び営業時間の短縮等により、当社の主力事業であるアミューズメント施設運営事業は、売上高が前年実績を大きく下回る結果となりました。しかしながら、緊急事態宣言解除後は順次営業を再開し、人気キャラクター「鬼滅の刃」の景品展開強化及び関連イベントの実施や、全店にてキャンペーン等の集客施策を実施し、売上の回復を図って参りました。この結果、売上高は段階的に回復し、諸経費全般の削減に努めたことも奏功して、2021年1月以降は2度にわたり業績予想の修正を実施しました。

アミューズメント施設運営事業におきましては、未だ予断を許さない状況が続いておりますが、改めて基本に立ち返り、「明るい、安心、三世代」をテーマとして、店頭での新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底し、お客様が安全に、そして安心してお楽しみいただける店舗運営に注力して参ります。

また将来の市場規模成長が期待されるeスポーツにおきましては、2020年12月に一般社団法人日本eスポーツ連合の長野支部に認定されたことを機に、一般社団法人長野県eスポーツ連合を設立しました。今後も大会開催等を通じて、中長期的な企業価値の向上と行政や地域コミュニティとの連携強化を積極的に推進して参ります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高10,710,003千円（前年同期比21.2%減）、営業利益23,746千円（同90.5%減）、経常利益433,678千円（同29.2%増）、当期純損失129,345千円（前年同期は当期純利益38,705千円）となりました。

今後当社は、これまでの取り組みを進化させると同時に、企業体質の強化に加え、事業間のシナジー効果を発揮すべく業務プロセスや収益管理の改善に継続的に取り組むことにより、更なる業績の向上と事業の成長を目指して参ります。

(2) セグメント別の概況

① アミューズメント施設運営事業

アミューズメント施設運営事業におきましては、景品ゲームの利用促進イベントの開催、メダルゲームの新規顧客の掘り起こしを含む来店促進策の実施等、様々な活性化策により来店客数の増加に努めました。特に景品ゲームにおいては、人気キャラクターとのコラボレーション企画によるプレイ促進施策、SNSを利用した来店促進施策、継続的な在庫管理精度向上への取組み等を積極的に実施しました。なお、2020年5月に「アピナキッズパーク大津京店」、2020年10月に「アピナ各務原店」の計2店舗を開設する一方、6店舗を閉鎖しており、総施設数は55施設となっております。

以上の結果、アミューズメント施設運営事業における売上高は8,254,445千円（前年同期比23.1%減）、セグメント利益(営業利益)は505,695千円（同42.8%減）となりました。

② アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器販売事業におきましては、アミューズメント機器の発売や納期の延期、景品等の受注キャンセル等により、売上高が前年実績を大きく下回る結果で推移しました。しかしながら第3四半期累計期間に入ってから、それまで低迷していた景品販売が回復し、また人気キャラクター「鬼滅の刃」関連景品の売上が全体を牽引して、売上高は段階的に回復しました。この結果、売上高は2,306,862千円（前年同期比15.4%減）、セグメント利益(営業利益)は39,990千円（同30.1%減）となりました。

③ その他事業

その他事業とは主に各種媒体を利用した広告代理店業であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるイベント等の自粛や広告費の削減等が発生したものの、販促品の販売が増加し、その他事業における売上高は148,694千円（前年同期比12.4%増）、セグメント利益(営業利益)は13,584千円（同91.1%増）となりました。

事業区分	売上高						
	第33期		第34期		第35期		
	2019年3月期		2020年3月期		2021年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)
アミューズメント施設運営事業	7,621,950	66.0	10,733,058	79.0	8,254,445	77.1	-23.1
アミューズメント機器販売事業	3,422,182	29.6	2,726,328	20.1	2,306,862	21.5	-15.4
その他事業	499,736	4.3	132,265	1.0	148,694	1.4	12.4
合計	11,543,870	100.0	13,591,652	100.0	10,710,003	100.0	-21.2

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第34期事業年度に過去の誤謬の訂正を行っており、第33期については、遡及処理後の数値を記載しております。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は510,579千円であります。

設備投資の主な内容は、アミューズメント施設運営部門における店舗においてのゲーム機を中心としたアミューズメント機器の購入346,686千円であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の事業への影響に対応し運転資金を確保するため、金融機関からの借入れにより2,500,000千円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2018年3月期)	第33期 (2019年3月期)	第34期 (2020年3月期)	第35期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	10,105,465	11,543,870	13,591,652	10,710,003
経 常 利 益 (千円)	356,587	489,765	335,677	433,678
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	188,668	752,272	38,705	△129,345
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	39.56	129.10	6.55	△21.69
総 資 産 (千円)	10,134,757	10,824,861	10,308,564	11,007,970
純 資 産 (千円)	2,716,865	3,303,326	3,260,748	3,049,386
1株当たり純資産額 (円)	466.25	566.90	547.13	514.68

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年10月17日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で、2018年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益額及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 第34期事業年度に過去の誤謬の訂正を行っており、第32期及び第33期については、遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

アミューズメント業界におきましては、人口動態の変化や価値観の多様化を背景とした消費行動の変化に加え、業種・業態を越えた競争の更なる激化が予見されるなど、引き続き厳しい状況が見込まれます。このような状況の下、当社は、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「明るい、安心、三世代」をテーマとしてお楽しみいただけるようにするため、以下の課題に取り組んで参ります。

①営業基盤の強化

当社の直営店舗は、長野県を中心に広域展開しております。このため店舗間の距離が長いものが多く、機器のメンテナンス、景品供給、従業員の交流等が円滑に行われない場合があります。

効率的な運営には店舗網の一層の充実が求められており、スピーディな店舗情報の取得と物件の仲介者との情報交換を密に行うことで、効果的にシェア拡大を進めて参ります。

②店舗展開

当社は、主にロードサイド店を基本として展開してきましたが、当事業年度においては、主にショッピングセンターをはじめとした複合施設内への出店を進めており、引き続きバランスの取れた店舗網を構築することが重要と考えております。現在の店舗所在地域を拠点として、点から線、線から面へと展開して参ります。

③M&A戦略

当社は、事業の成長のための時間を短縮するため、M&Aは有力な手段であると考えております。当社と親近性のある事業を含め、当社が取得することにより発展の期待できる事業に引き続き注目して参ります。

④人材の育成

当社は、利用者層の拡大とともに順調な成長を続けて参りました。今後も継続的な経営幹部人材の育成を図るとともに、店舗運営力の向上のために人材採用に注力して参ります。また、高品質な接客サービスや活気あふれる店舗運営の実践には、人材の育成と研修の強化が必要不可欠であると認識しており、新卒採用及び中途採用において有能な人材を確保するとともに、あらゆる機会を通じて入社後の教育を徹底して参ります。

⑤内部管理体制の強化

当社が法令遵守にとどまらず、これまで以上に企業の社会的責任を十分に果たすには、コンプライアンス体制の強化が必要です。また、今後の事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、想定していなかったリスクに対応するための内部管理体制の強化も必要です。そのため当社では、組織力の強化、特に経営管理部門の人員充実と逐次社内規程類の見直しを行うとともに、内部監査及び内部統制の機能強化やコンプライアンス委員会の活動強化に取り組んで参ります。

⑥財務基盤の強化

当社では、新規性あるアミューズメント機器の導入資金や、既存機器のバージョンアップ対応資金の積極的な確保が重要であります。現在は、金融機関からの借入金の依存度が高い状況にあります。引き続き信用力を高めるとともに、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図って参ります。

⑦潜在顧客の開拓

当社は、地域活動のスポンサーとなって地域に貢献するとともに、長年のアミューズメント業界で培ってきたノウハウを駆使して、これまでゲームセンターに足を運ぶことのなかったファミリー層や女性、高齢者の集客を通じた利用者層の拡大に努め、来店客数及びプレイ回数の増加を図ることに努めて参ります。

⑧経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に積極的に取り組み、当社の企業価値最大化に向けて経営基盤の強化に取り組んで参ります。

当社といたしましては、上記施策を着実に実行することにより、更なる企業価値の向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
アミューズメント施設運営事業	アミューズメント施設の運営
アミューズメント機器販売事業	アミューズメント関連機器等の販売
その他の事業	広告代理店業等

(9) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

事業所名 (店舗名)		所在地
本社		長野県 (長野市)
東京支店		東京都 (渋谷区)
店舗	アピナ新千歳空港店	北海道 (千歳市)
	アピナ鶴岡店	山形県 (鶴岡市)
	アピナ下館店	茨城県 (筑西市)
	アピナ小山店	栃木県 (小山市)
	アピナ太田店	群馬県 (太田市)
	アピナ大宮店	埼玉県 (さいたま市)
	アピナ川越店	埼玉県 (川越市)
	ゲームシティ川口店	埼玉県 (川口市)
	アピナ上尾店	埼玉県 (上尾市)
	ゲームスクエア三芳	埼玉県 (入間郡)
	Y A Zワールド野田七光台店	千葉県 (野田市)
	ゲームスクエア茂原	千葉県 (茂原市)
	アピナ市原店	千葉県 (市原市)
	アピナ印西市	千葉県 (印西市)
	キッズスクエア東大島	東京都 (江東区)
	アピナS武蔵小山店	東京都 (品川区)
	アピナ荻窪店	東京都 (杉並区)
	ゲームシティ板橋店	東京都 (板橋区)
	アピナ八王子みなみ野店	東京都 (八王子市)
	アピナ山下公園店	神奈川県 (横浜市)
	アピナ橋本店	神奈川県 (相模原市)
	アミューズメントランドY A Z平塚店	神奈川県 (平塚市)
	アピナ長岡店	新潟県 (長岡市)
	アピナ上越インター店	新潟県 (上越市)
	アピナ富山新庄店	富山県 (富山市)
	アピナ富山豊田店	富山県 (富山市)

事業所名 (店舗名)		所在地
店舗	アピナ富山南店 アピナ野々市バッティングスタジアム アピナ野々市店 アピナ長野スカイバッティングセンター アピナ長野駅前店 アピナ長野村山店 アピナ長野大橋店 アピナ長野川中島店 アピナボウル長野篠ノ井店 アピナ松本店 アピナボウル松本城山店 アピナ上田店 アピナ飯田店 アピナ伊那店 アピナ塩尻店 アピナ佐久インター店 アピナ穂高店 アピナボウル安曇野店 池の平アミューズメント館 アピナ各務原店 Y A Z ワールド浜松薬店 Y A Z 磐田店 シートピアY A Z 焼津店 シートピアY A Z 大須賀店 Y A Z ワールド四日市店 アピナ鈴鹿店 アピナキッズパーク大津京店 Y A Z 寝屋川店 アピナ姫路店	富山県 (富山市) 石川県 (野々市市) 石川県 (野々市市) 長野県 (長野市) 長野県 (長野市) 長野県 (長野市) 長野県 (長野市) 長野県 (長野市) 長野県 (長野市) 長野県 (松本市) 長野県 (松本市) 長野県 (上田市) 長野県 (飯田市) 長野県 (伊那市) 長野県 (塩尻市) 長野県 (佐久市) 長野県 (安曇野市) 長野県 (安曇野市) 長野県 (北佐久郡) 岐阜県 (各務原市) 静岡県 (浜松市) 静岡県 (磐田市) 静岡県 (焼津市) 静岡県 (掛川市) 三重県 (四日市市) 三重県 (鈴鹿市) 滋賀県 (大津市) 大阪府 (寝屋川市) 兵庫県 (姫路店)

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
187名 (261名)	+ 4 名 (−151名)	38.8	8.1

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 2. 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社八十二銀行	1,466,580
長野信用金庫	1,432,000
株式会社長野銀行	898,000
長野県信用組合	700,900
株式会社北陸銀行	601,681
長野県信用農業協同組合連合会	195,000
株式会社みずほ銀行	165,000
株式会社三井住友銀行	108,318

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

①発行可能株式総数 16,000,000株

②発行済株式の総数 5,924,810株 (自己株式155,320株を除く。)

③株主数 7,671名

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ユーミーコーポレーション	2,260,000	38.1
宮 本 早 苗	803,000	13.5
宮 本 和 彦	515,000	8.6
共和コーポレーション従業員持株会	240,000	4.0
株式会社北陸銀行	100,000	1.6
株式会社八十二銀行	100,000	1.6
長野信用金庫	100,000	1.6
武 田 智 徳	61,600	1.0
小 林 光	39,650	0.6
櫻 井 孝 紀	31,050	0.5

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (155,320株) を控除した株式数 (5,924,810株) を基準に算出しております。

2. 自己株式は、上記上位株主からは除外しております。

3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2017年3月22日
新株予約権の数	80個
保有人数 当社取締役（監査等委員を除く。）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式8,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	1株につき242円
新株予約権の行使期間	2019年3月23日から 2027年3月22日まで
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 当社は、2017年9月29日の取締役会決議により、2017年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、また、2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使価額が調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 本 和 彦	総務部・監査室担当
専 務 取 締 役	宮 本 早 苗	人事部・業務部担当
取 締 役	杉 浦 進	営業本部・東京支店・広告営業部担当
取 締 役	澤 田 亮	経営企画室長 経理部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	芹 沢 清	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 俊 也	公認会計士 (岡本会計事務所) 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 実 香	弁護士 (中嶋知文・実香法律事務所)

- (注) 1. 取締役芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査等委員岡本俊也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査担当部署との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、芹沢清氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 岡崎盛裕、野口幹夫の両氏は、2020年6月19日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起

因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）当該方針の決定の方法

業績や持続的な企業価値向上を考慮し、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能するとともに、業務執行の適切な監督によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系を構築することを基本方針とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月15日開催の取締役会において決議いたしました。

（ロ）当該方針の内容の概要

a. 取締役の個人別の金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、各取締役に期待される役割と責任を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、固定報酬額部分の10%を基準としており、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定するものとする。

なお、株式報酬の支給期間は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、対象取締役は常勤取締役とする。

c. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の報酬は、月額固定報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた

報酬体系とする。

また、常勤取締役に対する株式報酬の報酬構成の割合は、固定報酬額部分の10%を基準とする。

- (ハ) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、監査等委員会と事前協議のうえ、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別等を踏まえ、監査等委員の協議により、個々の監査等委員ごとに決定しております。

ハ.取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額を年額100百万円以内（監査等委員である取締役及び非常勤取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

二.取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	80,336千円 （－）	78,080千円 （－）	2,256千円 （－）	6名 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,275千円 （13,275千円）	13,275千円 （13,275千円）	－	3名 （3名）
合計	93,611千円 （13,275千円）	91,355千円 （13,275千円）	2,256千円 （－）	9名 （3名）

（注） 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人員には、2020年6月19日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤社外役員に関する事項

イ.他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岡本俊也氏は、株式会社土木管理総合試験所の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況等

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
芹 沢 清	社外取締役 （常勤監査等委員）	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回の全てに出席して適宜発言を行うほか、監査等委員会委員長として内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。 また、社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、独立した客観的な立場で当社の経営を監督しております。

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
岡本 俊也	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回の全てに出席して、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の販売管理システムの再構築についての発言を行っております。
中嶋 実香	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回の全てに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,800
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、期末配当を１株当たり９円としております。また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

貸 借 対 照 表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,046,515	流動負債	3,235,082
現金及び預金	4,647,204	支払手形	254,280
受取手形	111,259	買掛金	799,181
売掛金	591,662	1年内返済予定の長期借入金	1,336,584
有価証券	200,000	リース負債	2,844
商品	29,217	未払金	559,938
貯蔵品	132,280	未払法人税等	70,727
前払費用	3,962	前受金	23,511
前払入金	276,985	預り金	24,299
未収金	8,832	賞与引当金	69,732
貸倒引当金	46,478	設備関係支払手形	42,658
	△1,368	その他	51,324
固定資産	4,961,455	固定負債	4,723,501
有形固定資産	3,321,721	長期借入金	4,230,895
アミューズメント機器	1,187,959	リース負債	2,844
建物	1,189,966	資産除去債務	489,705
構築物	12,921	その他	56
機械及び装置	32,050		
車両運搬具	0	負債合計	7,958,584
工具、器具及び備品	130,166	純資産の部	
土地	764,314	株主資本	3,001,648
リース資産	2,868	資本	709,709
建設仮勘定	1,474	資本剰余金	502,619
無形固定資産	43,001	資本準備金	498,509
ソフトウェア	18,743	その他資本剰余金	4,110
その他の資産	24,258	利益剰余金	1,841,428
投資有価証券	1,596,732	利益準備金	7,300
出資証券	116,904	その他利益剰余金	1,834,128
長期貸付金	19,844	別途積立金	600,000
破産更生債権等	930	繰越利益剰余金	1,234,128
長期前払費用	51,212	自己株	△52,108
繰延税金資産	21,440	評価・換算差額等	47,738
敷金及び保証金	37,366	その他有価証券評価差額金	47,738
その他	1,252,329		
貸倒引当金	147,897	純資産合計	3,049,386
	△51,194	負債・純資産合計	11,007,970
資産合計	11,007,970		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,710,003
売上原価		5,912,316
売上総利益		4,797,687
販売費及び一般管理費		4,773,940
営業利益		23,746
営業外収益		
受取利息	1,746	
受取配当金	1,290	
受取保険金	379,850	
自販機設置協賛金	23,279	
貸倒引当金戻入額	528	
その他の	38,217	444,913
営業外費用		
支払利息	30,482	
その他の	4,498	34,980
経常利益		433,678
特別利益		
受取保険金	96,336	
投資有価証券売却益	32,381	
その他の	37,885	166,602
特別損失		
臨時休業による損失	344,536	
減損損失	131,699	
その他の	1,887	478,123
税引前当期純利益		122,157
法人税、住民税及び事業税	88,583	
法人税等還付税額	△23,607	
法人税等調整額	186,527	251,502
当期純損失		129,345

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正成 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告を致します。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社や支店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。前期に判明しました不適切な会計処理の再発防止策等については、監査等委員会としましても監視して参りましたが、防止策に準拠して業務執行とモニタリング体制が適切に運用されていました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月3日

株式会社共和コーポレーション 監査等委員会

社外取締役 常勤監査等委員 芹 沢 清 ㊟

社外取締役 監査等委員 岡 本 俊 也 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 嶋 実 香 ㊟

(注)監査等委員芹沢清、岡本俊也、中嶋実香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を9円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、すでに実施しております中間配当金5円と合わせ1株当たり14円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額 53,323,290円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開等を勘案し、現行定款第2条の事業目的を追加するとともに、所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～7. (条文省略)	1. ～7. (現行どおり)
<新設>	8. <u>食品・玩具・雑貨の企画・製造・販売</u>
8. <u>自動販売機・ゲーム機等の遊技機器の販売、修理、組立て及び賃貸業</u>	9. <u>自動販売機・ゲーム機等の遊技機器の企画・製造・販売、修理及び賃貸業</u>
9. <u>コンピューター・ワードプロセッサ及びソフトウェア等の販売及び賃貸業</u>	10. <u>コンピューター機器及びソフトウェア等の企画・製造・販売及び賃貸業</u>
10. <u>情報処理サービス業並びに情報提供サービス業</u>	11. <u>情報処理サービス業並びに情報提供サービス業</u>
11. 総合広告業	12. 総合広告業
12. 内外装工事業	13. 内外装工事業
13. 不動産賃貸業	14. 不動産賃貸業
<新設>	15. <u>宅地建物取引業</u>
14. 飲食店の経営	16. <u>飲食店の経営</u>
15. 酒類・タバコ・飲食物の売買	17. 酒類・タバコ・飲食物の売買
16. 古物の売買	18. 古物の売買
17. 有価証券の投資運用	19. 有価証券の投資運用
18. 前各号に付帯する一切の業務	20. 前各号に付帯する一切の業務

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みやもと かず ひこ 宮 本 和 彦 (1955年4月14日生)	1986年 5 月 当社設立 当社専務取締役 1988年12月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役社長 監査室 担当 2020年 6 月 当社代表取締役社長 総務 部・監査室担当 2021年 4 月 当社代表取締役社長 業務 部・監査室担当 内部統制室 管掌（現任）	515,000株
2	みやもと さ なえ 宮 本 早 苗 (1957年6月24日生)	1986年 5 月 当社設立 当社代表取締役 1988年12月 当社取締役総務部長 2009年 4 月 当社取締役人事部長 2011年10月 当社取締役 2017年 4 月 当社専務取締役 人事部担当 2018年 6 月 当社専務取締役 人事部・業 務部担当 2021年 4 月 当社専務取締役 情報シス テム部担当 人事総務部管掌 (現任)	803,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	すぎ うら すすむ 杉 浦 進 (1956年1月27日生)	2003年 3 月 株式会社みずほ銀行退社 2005年12月 当社取締役 2016年 4 月 当社常務取締役 2017年 4 月 当社常務取締役営業本部長 2019年 4 月 当社常務取締役 営業本部・ 東京支店・広告営業部担当 2020年 4 月 当社取締役 営業本部・東京 支店・広告営業部担当 2021年 4 月 当社取締役 広告営業部担当 営業本部・東京支店管掌（現 任）	30,500株
4	さわ だ あきら 澤 田 亮 (1964年12月15日生)	2005年 9 月 株式会社北陸銀行退社 2005年10月 当社 入社 2008年 8 月 当社営業部長 2010年10月 当社AM営業部長 2011年10月 当社総務部長 2011年12月 当社取締役総務部長 2018年 6 月 当社取締役経営企画室長 経 理部担当 2021年 4 月 当社取締役経営企画室長兼経 理部長（現任）	24,300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮本和彦氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
3. 宮本早苗氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。

4. 杉浦進氏は、当社の営業部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
5. 澤田亮氏は、当社の管理部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	せり ざわ きよし 芹 沢 清 (1956年3月26日生)	1978年4月 中外製薬株式会社 入社 2001年10月 株式会社長野パイプ工業 監査役 2009年10月 中外製薬株式会社 監査部長 2019年6月 当社取締役（監査等委員） (現任) (重要な兼職の状況) なし	－ 株
2	おか もと とし や 岡 本 俊 也 (1960年8月24日生)	1985年7月 TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社 入社 1997年1月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 1997年10月 中央監査法人 入所 2000年3月 公認会計士登録 2000年9月 岡本公認会計士事務所（現岡本会計事務所）開設 (現任) 2015年3月 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役（現任） 2015年7月 株式会社イープラス 代表取締役（現任） 2016年3月 株式会社ケイズ 取締役 2017年6月 当社取締役（監査等委員） (現任) (重要な兼職の状況) 岡本会計事務所 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役	－ 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	なか しま み か 中 嶋 実 香 (1964年12月6日生)	1996年 4 月 弁護士登録 1996年 4 月 戸崎法律事務所 入所 1999年 4 月 中嶋法律事務所 (現 中嶋知 文・実香法律事務所) 入所 (現任) 2019年 4 月 長野県弁護士会 副会長 2019年 6 月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 中嶋知文・実香法律事務所	－ 株

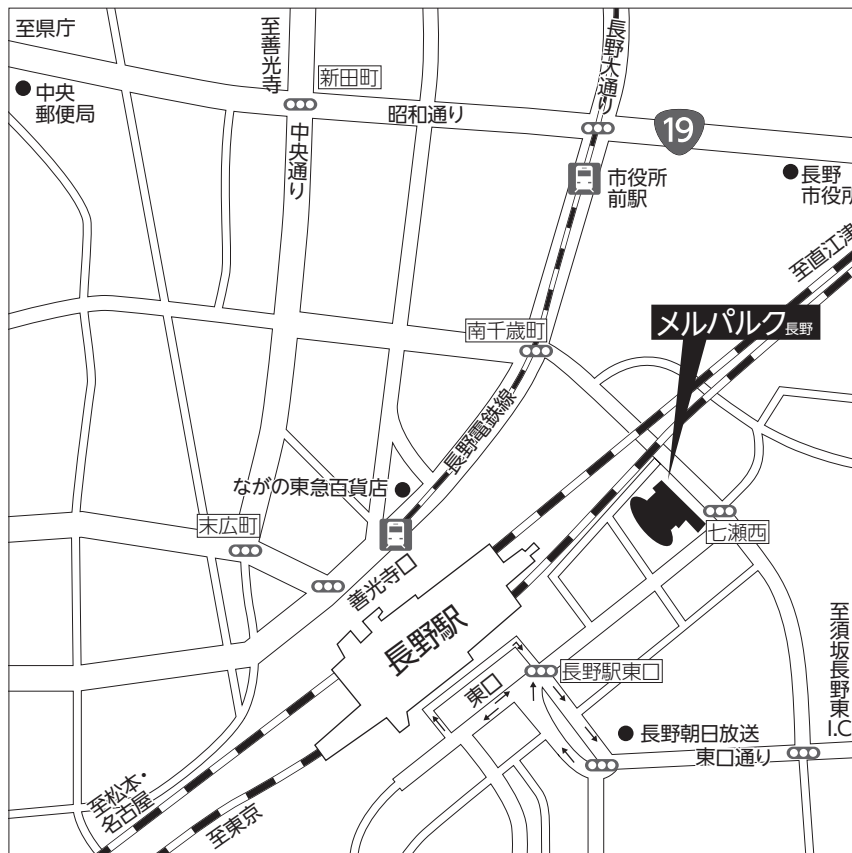
- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 芹沢清氏は、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を持ち、上場会社での長年の内部監査業務実績を有しており、その豊富な経験と能力を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。
なお、芹沢清氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
芹沢清氏には、社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。
4. 岡本俊也氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識に加え、他上場会社での社外取締役等も歴任されており、その経験や知識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。
なお、岡本俊也氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
岡本俊也氏には、公認会計士としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。

5. 中嶋実香氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- なお、中嶋実香氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 中嶋実香氏には、弁護士としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。
6. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としており、芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

以 上

[illegible]

長野県長野市鶴賀高畑752-8
ホテルメルパルク長野 3階「白鳳」
(TEL) 026-225-7800



(交通) JR長野駅東口→(徒歩5分)→ホテルメルパルク長野